

船舶事故調査報告書

平成23年8月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成23年5月3日 04時30分ごろ
発生場所	山口県長門市今岬 ^{いまみさき} 南東方沖 今岬灯台から真方位140°300m付近 (概位 北緯34°24.9′ 東経131°07.9′)
事故調査の経過	平成23年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{たてがみ} 立神丸、0.79トン YG3-46824（漁船登録番号）、個人所有 5.16m(Lr)×1.40m×0.50m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和57年6月27日
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年6月10日 免許証交付日 平成23年5月11日 (平成25年10月20日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	機関濡損（廃船処理）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、今岬南東方沖の漁場に向かい、同漁場で船首を西方（陸側）に向けて船外機を中立とした状態で漂流し、平成23年5月3日04時25分ごろから瀬の付近の水深約3mのところに入れていた長さ約100mの刺し網の揚収作業を始めた。 船長は、それまで風が弱く海面が平穏であったが、右舷船首部で北西方向（右舷前方）に入れていた刺し網を約40m手繰り寄せて揚げた頃、右舷後方から来た波により船体が揺れたので、その場に屈み込んだのち、船外機がある船尾部に行こうとしたとき、04時30分ごろ、本船が右舷後方から波高約2～3mの大波を受けて一瞬にして転覆した。 船長は、転覆した本船に閉じ込められたが海面に浮上することができ、泳いで付近の海岸に上がり、所持していた防水型の携帯電話で家族に連絡し、帰宅後に海上保安部に通報した。 本船は、転覆後、浅瀬に乗り揚げたが満潮時に自然離礁し、僚船により長門市黄波戸漁港 ^{まわと} にえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約2m/s、視程 約6km、水温

	<p>約14℃ 海象：北東～東北東方からの波高約2～3mの波浪（事故発生時）、潮汐干潮時</p>	
その他の事項	<p>船長は、救命胴衣、雨衣及び長靴を着用していた。 本船の刺し網は、長さ約20m、幅約1.5mの網が5枚つながっていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし あり 本船は、今岬南東方沖の瀬の付近で漂流して刺し網を揚収中、右舷後方から波高約2～3mの波浪を受けたことから、転覆したものと考えられる。 本船は、瀬の付近の水深約3mのところでは作業していたことから、沖からの波が水深の浅くなった瀬の付近で波高が高くなった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、今岬南東方沖の瀬の付近で漂流して刺し網を揚収中、右舷後方から波高約2～3mの波浪を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬の付近の水深が浅い所で作業する際は、沖からの波が水深の浅くなった瀬の付近で波高が高くなる可能性があるため、波の状況に注意して作業すること。 ・本事故では、防水型の携帯電話を所持していたので、携帯電話が海水に濡れたのちも使用することができたことから、万一に備え、防水型の携帯電話を所持することが望ましい。 	